

## 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)について(素案)

### 全世代型社会保障構築会議

#### I. 趣旨

- 昨年12月に、全世代型社会保障構築会議(以下「構築会議」という。)は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた報告書(以下「報告書」という。)をとりまとめた。報告書では、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎える歴史的転換期の中で、「全世代型社会保障」の構築に向けて、社会保障政策が取り組むべき足元及び中・長期の課題とその改革の方向性を示したところである。この中で、「少子化は、まさに、国の存続そのものに関わる問題であると言っても過言ではない。」「今日、最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備することである。」との認識を示し、各分野における改革の最初の柱として「こども・子育て支援の充実」を掲げたところである。
- その後、本年6月に、政府は、こども未来戦略会議(以下「戦略会議」という。)においてとりまとめられた「こども未来戦略方針」(以下「方針」という。)を閣議決定し、本年末までに方針の具体化を進め「こども未来戦略」(以下「戦略」という。)を策定することとした。方針では、少子化トレンドを反転させるための、次元の異なる少子化対策として、抜本的な政策強化の基本的な方向を示し、「こども・子育て支援加速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)を定めた。そして、方針では、加速化プランを支える安定的な財源確保の方策の一つとして、全世代型社会保障を構築するとの観点から、2028年度までに徹底的な歳出改革等を行うこととし、そのために具体的な改革工程の策定による社会保障の制度改革などに取り組むこととしている。
- そこで、本年10月2日の第7回戦略会議における内閣総理大臣からの指示<sup>1</sup>を踏まえ、構築会議では、全世代型社会保障の構築に向けて、昨年の報告書に示された基本理念や改革の方向性及びその後の状況の変化も踏まえつつ、我が国にとって2030年までが少子化トレンドを反転させるラストチャンスであり、能力に応じて全世代が支えあう全世代型社会保障を構築することで、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、別紙のとおり、「時間軸」に沿って今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」をとりまとめたので報告する。

<sup>1</sup> 岸田内閣総理大臣「(前略)「加速化プラン」の実施に当たって、全世代型社会保障の構築の観点からの改革も進めてまいります。この点についても、「全世代型社会保障構築会議」において、「経済財政諮問会議」と連携した改革工程の年末までの策定を新藤大臣にお願いしたいと思います。(後略)」

## Ⅱ. 改革に取り組むにあたって重視すべきこと

- 構築会議では、今後改革を進めるにあたって、報告書の内容に加えて、以下のような点を重視すべきとの意見が出された。今後、政府においては、こうした意見の趣旨を十分踏まえ、責任主体を明確にし、民間との連携も図りながら、具体的な取組を進めていくこととされたい。

### (1) 社会保障制度の直面する課題について

足元の経済・社会構造の動向を踏まえ、2040年頃までを展望すると、社会保障制度は以下のような大きな課題に直面することから、消費の中心的な担い手である「中間層」を厚くし、「成長と分配の好循環」の実現にも寄与するという社会保障の意義や機能を踏まえた上で、こうした点を十分留意すべきである。

- ① 2022年に生まれたこどもの数は統計開始以来、最低の数字（77万747人）となり、ピークの3分の1以下にまで減少した。また、2022年の合計特殊出生率は、1.26と過去最低となり、加えて、少子化のスピードが加速している中で、少子化による中長期的な社会保障を含む経済社会の「支え手」の深刻な不足が懸念される。
- ② また、少子化に加え、さらなる高齢化が同時に進行することで、人口減少により今後さらに労働力が減少し、人材不足が恒常化していく中で、介護、保育をはじめ各分野において、より深刻となる人材不足への対応を急がなくてはならない。
- ③ 一方で、経済状況が改善する中、長年のデフレ・低インフレの下で定着した「物価や賃金は上がらない」という国民や事業者の意識は変化してきており、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、足元では経済の先行きに前向きな動きがみられていることに留意する必要がある。
- ④ さらに、これからも続く超高齢社会等により、社会保障給付は引き続き増加が見込まれるとともに、国民一人ひとりの多様なニーズに対応するサービスを利用できる環境を創出する必要がある。こうした中で、医療介護の保険料負担の増加や財政面からの社会保障の持続可能性への対処も必要である。社会保障の問題は、日本社会の持続可能性の問題に直結するという点も認識する必要がある。

### (2) 改革の方向性や実施における留意すべき点について

- ① 目指すべき社会の将来方向として、「少子化・人口減少」の流れを変えることが重要

であり、2030年までをラストチャンスと捉え、戦略の「加速化プラン」を着実に進めていくことにより、少子化トレンドを反転させる必要がある。子育て費用を社会全体で分かち合う中で、若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会を実現するための環境を整備していくことが重要である。

- ② 大胆な少子化対策によって人口減少の流れを変えとしても、労働力の減少は当面続く。労働需給の逼迫は、市場原理により構造的に賃金を上昇させる要因となる。特に労働集約的な特徴を持つ医療・介護サービスにおいては、報告書でも述べたとおり、経営情報の見える化とあわせた処遇改善とともに、医療・介護現場での生産性の向上や業務の効率化がますます重要になってくる。この1年間で50兆円のデフレギャップが解消に向かい、賃金上昇と購買力上昇、適度な物価上昇の好循環を実現してデフレ脱却を図る局面となっていることにも留意する必要がある。
- ③ 加えて、少子高齢化・人口減少の中で、これからも続く「超高齢社会」に備えて、社会の活力を維持・向上しつつ、「全世代型社会保障」を実現していくためには、女性や高齢者をはじめとする意欲のある方々の多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、その前提として、特に、健康づくりの取組を強化して、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に取り組み、健康寿命の延伸等を図ることも求められる。
- ④ 更に、社会保障の問題を日本社会の持続可能性の問題と捉え、高齢化等の更なる進展による社会保障給付の増加が見込まれる中で、社会保障の持続可能性を高めていく取組が必要である。このため、能力に応じた全世代での支え合いをより強化するとともに、社会保障給付の重点化や効率化にもより一層取り組んでいく必要がある。その際、世代間のみならず世代内の公平性を確保していくことが重要である。

また、同時に、市場による働きによって生じた所得分配の歪みに対して、社会保障はより必要な人たちにより多くの所得を再分配する機能を発揮することによって、格差の是正や貧困の解消を図り、消費や「人への投資」を活発にすることができることや、社会保障における給付と負担は表裏一体のものであることについての認識も浸透させる必要がある。
- ⑤ 改革は現に実行していくことが何よりも重要である。過去に取り組んだ改革についても、上手くいかなかった点も含め分析し、今後の改革に生かしていくことが重要であり、DX、AIのような新しい技術を徹底的に社会実装することで、これまではできなかった改革を実行に移すことが可能となることが期待される。

別紙の「改革工程」についても、EBPMに則り、データに基づき国民に分かりやすく説明していくとともに、政策の効果を検証・分析する必要がある。

(別紙・抜粋)

## 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）

### 3. 「地域共生社会」の実現

人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点であるが、この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。

単身高齢者、生活困窮者をはじめとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、必要な制度的対応を検討していく。

#### <① 来年度（2024年度）に実施する取組>

##### ◆ 重層的支援体制整備事業の更なる促進

- ・ 重層的支援体制整備事業について、より多くの市町村において実施されるよう、引き続き必要な対応を検討・実施する。
- ・ 2024年度に、令和2年改正法<sup>2</sup>附則で定められた、施行後5年を目途とした検討規定に基づく検討を行い、検討結果に基づいて必要な対応を行う。

##### ◆ 多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組

- ・ 重層的支援体制整備事業が未実施の市町村を対象に、包括的支援体制を構築することの意義等を習得するための研修の実施について検討を行う。
- ・ 社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う。

<sup>2</sup> 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）

◆ 複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫の検討

- ・ 医療・介護・福祉の国家資格に係る複数資格の取得促進、地域共生社会を支える人材の養成に関する研修の開発など、一人の人材が複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫の検討を行う。

◆ 社会保障教育の一層の推進

- ・ 報告書を踏まえて今年度に見直しを行った教材等を活用し、社会保障の意義・役割、負担と給付の関係等について周知を行う。

◆ 住まい支援の強化に向けた制度改正

- ・ 単身高齢者、生活困窮者をはじめとする住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して生活できるようにするためには、住まいの確保等に関する相談支援から、転居支援、住まいが定まった後の支援まで、切れ目のない支援体制の構築を図る必要がある。このため、「住まい支援システム」の構築に向けたモデル事業<sup>3</sup>も踏まえつつ、引き続き自治体の取組に対する伴走支援を行いながら、以下の必要な見直しを行う。
- ・ 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会における中間とりまとめ案（2023年12月5日）を踏まえ、住宅確保要配慮者への居住支援の充実、賃貸人が住宅を提供しやすい市場環境の整備、住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策、地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり等の観点から、住宅セーフティネットの機能の一層の強化に資する必要な制度改正の実施に向けて、関係省庁の連携の下、更なる検討を深めていく。
- ・ 単身高齢者をはじめとする高齢者の安心な住まいを確保するため、総合的・包括的な住まい支援のさらなる全国展開に向けた取組を推進する。
- ・ 生活困窮者自立支援制度については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会におけるとりまとめ及び上記検討会における中間とりまとめ案を踏まえ、総合的な相談支援、入居前から入居中・退居時の支援、住まい支援に必要な地域資源開発・環境整備を推進するため、自立相談支援事業の住まい相談機能の明確化、地域居住支援事業や重層的支援体制整備事業の活用等の見直しを実施する。
- ・ また、生活困窮者自立支援制度等の見直しの円滑な施行に向けて、総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援などを行う新たなモデル事業（令和5年度補正予算で措置した自治体への補助事業）を一部の自治体において実施し、全国的な住まい支援体制の構築に向けた課題を把握・整理し、必要な対応を行う。

<sup>3</sup> 厚生労働省の令和5年度老人保健健康増進等事業による調査研究事業

＜②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞

◆ 孤独・孤立対策の推進

- ・ 孤独・孤立対策推進法<sup>4</sup>に基づき、孤独・孤立対策推進本部において新たな重点計画を作成するなど、孤独・孤立対策を安定的・継続的に推進していくとともに、法の施行状況等を踏まえ、施行後5年を経過した段階で、孤独・孤立対策の在り方について更なる検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講じていく。引き続き、地域における官・民・NPO等の連携を推進するとともに、2024年5月より毎年5月に開催される「孤独・孤立対策強化月間」においても、官民連携して孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組を集中的に行っていく。

◆ 身寄りのない高齢者等への支援

- ・ 高齢者を中心として単身世帯等の急増が確実に見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで、広く生活を支えていくため、既存の各施策も踏まえた上で、必要な支援の在り方について検討を行う。

◆ 社会保障教育の一層の推進

- ・ 社会保障教育の一層の推進のため、高校教員への意見聴取等を通じて現場の実態を把握しながら、教材の見直し等の必要な取組や効果的な周知を実施する。

等

＜③ 2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組＞

- 人口構造及び世帯構成が変化し、更に家族のつながりや地縁の希薄化が進むと考えられる中で、住まい支援にとどまらず、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現に向けた検討

<sup>4</sup> 令和5年法律第45号。令和6年4月1日施行。